

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第1号 平成30年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第6号 平成30年度岩国市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 平成30年度岩国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第8号 平成30年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第9号 平成30年度岩国市周東食肉センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第13号 平成30年度岩国市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第15号 平成30年度岩国市下水道事業会計決算の認定について

以上6件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第101号 平成30年度岩国市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第102号 平成30年度岩国市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

以上2議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決及び認定をすべきものと決しました。

議案第103号 令和元年度岩国市一般会計補正予算（第1号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第110号 令和元年度岩国市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第111号 令和元年度岩国市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第112号 令和元年度岩国市下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第114号 岩国市簡易水道事業の設置等に関する条例

議案第118号 岩国市簡易水道条例及び岩国市簡易給水施設等条例の一部を改正する条例

議案第119号 岩国市簡易水道条例及び岩国市水道条例の一部を改正する条例

議案第122号 岩国市営駐車場設置条例の一部を改正する条例

議案第123号 岩国市営住宅条例の一部を改正する条例

議案第124号 岩国市水道条例の一部を改正する条例

以上9議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第1号 平成30年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、土木費の河川費の河川改修費に関し、委員中から、「平成30年7月豪雨により、非常に多くの土砂が河川に堆積し、早急なしゅんせつ工事が必要になったと考えるが、どのような対応をとっているのか」との質疑があり、当局から、「各総合支所からの要望をもとに、年次計画を作成し、通常の河川改修費とは別枠で予算を確保し、順次しゅんせつ工事を実施しているところである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「通常のしゅんせつ工事については、本庁と各総合支所との河川延長の比率に応じて配分された予算の範囲内で実施していると聞いているが、その予算配分額はどのようになっているのか」との質疑があり、

当局から、「市内全域の普通河川と準用河川は745河川あり、総延長は約693キロメートルとなっている。予算の配分額については、本庁分を433万円、由宇総合支所分を35万8,000円、玖珂総合支所分を54万3,000円、周東総合支所分を177万4,000円、錦総合支所分を186万7,000円、美和総合支所分を106万1,000円としている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「このような予算額では十分なしゅんせつ工事を行うことができるとは考えられない。河川の維持管理のための予算についてもしっかりと増額すべきではないか」との質疑があり、当局から、「昨今の降雨等の状況を見ると、しゅんせつ工事は必要不可欠であると考えている。市民の安心・安全の確保、また減災の観点から、河川を初め、道路等の維持管理のための予算について、必要性や効果等を判断しながら、適切な配分に努めてまいりたい」との答弁がありました。本件のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第101号 平成30年度岩国市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、及び議案第102号 平成30年度岩国市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上2議案の審査におきまして、委員中から、「岩国市公営企業会計決算審査意見書には、平成29年と比較して、無収、無効水量が4万1,932立方メートル減少したとの記述があり、これは漏水調査を実施して漏水箇所の早期発見・早期修理に努めた成果であると評価するものであるが、この漏水調査の、実施状況はどのようになっているのか」との質疑があり、当局から、「配水管路の延長は、岩国地区が約518キロメートル、玖西地区が約106キロメートル、玖北地区が約151キロメートル、由宇地区が約72キロメートルとなっている。漏水調査については、その全ての地域を2分割し、1年ごとに交互に実施しており、その実施率は100%となっている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「漏水箇所が見つかった場合は、直ちに修理が行われていると認識しているが、漏水の主な原因は経年劣化と考えられることから、早急にその対策を講じるとともに、現在実施中の水道管の耐震化について、その着実な推進に努めていただきたい」との意見がありました。

本2議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決及び認定をすべき

ものと決しました。

次に、議案第 111 号 令和元年度岩国市水道事業会計補正予算（第 1 号）の審査において、委員中から、「さきの台風 15 号により、千葉県では長期にわたる停電が発生し、水道施設の機械設備が停止して、断水を余儀なくされている。本市においては、同様の事態が発生した場合を想定して、何らかの対策を講じているのか」との質疑があり、当局から、「錦見浄水場においては、ディーゼル発電機を設置し、72 時間程度稼働できるだけの燃料を確保しているものの、他の施設については対策が十分とは言えない状況にある」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「発電機の設置に当たっては、燃料の確保が大きな課題となることから、燃料供給会社との協定締結等も視野に入れた上で、検討を進めていただきたい」との意見がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。